

紛争処理規程

株式会社堂島取引所

紛争処理規程／目次

第1章：総 則	1
第2章：紛争仲介の申出	1
第3章：紛争の仲介	3
附 則	5

紛争処理規程

第1章 総則

(目的)

第1条 この紛争処理規程は、定款第54条第2項の規定に基づき、株式会社堂島取引所（以下「本所」という。）の商品市場における取引に関して取引参加者の間又は商品先物取引法（昭和25年法律第239号。以下「法」という。）第190条第1項の許可を受けた取引参加者（以下「受託取引参加者」という。）と委託者との間に生じた紛争の仲介に関し必要な事項を定め、紛争の解決に資することを目的とする。

(紛争仲介委員会)

第2条 定款第54条第1項に規定する紛争仲介委員会（以下「委員会」という。）の運営は、委員会が定める細則によりこれを行う。

(紛争の当事者である委員)

第3条 委員会の委員のうち紛争の当事者その他利害関係を有する者は、その紛争の仲介に参加することができない。

(仲介手続きの非公開)

第4条 仲介手続きは公開しない。ただし、委員会は相当であると認める者の傍聴を許すことができる。

第2章 紛争仲介の申出

(申出)

第5条 本所の商品市場における取引に関し、取引参加者の間、受託取引参加者の間又は受託取引参加者と委託者との間の紛争がある場合において、本所は法第241条に規定する商品先物取引協会が行う商品市場における取引等に関する紛争の処理以外の紛争の処理を行うこととし、当事者は、本所に対して仲介の申出をすることができる。ただし、受託取引参加者と委託者との間の紛争については、受託取引参加者は、本所の仲介に応ずる旨の委託者の同意がなければその申出をすることができない。

- 2 取引参加者は、前項の申出の相手方となったときは、その申出に応じなければならない。
- 3 第1項の規定による仲介の申出は、原則として、次の各号に掲げる事項を記載した書面を本所に提出することをもって行わなければならない。

- (1) 申出の年月日
 - (2) 申出人の氏名又は商号、職業及び住所又は所在地
 - (3) 紛争の相手方の氏名又は商号、職業及び住所又は所在地
 - (4) 申出の趣旨
 - (5) 紛争の経過及び実状
 - (6) 参考資料がある場合はその表示
- 4 第1項に係る申出について証拠書類がある場合は、本所に対する仲介の申出と同時にその原本又は謄本等の資料を提出しなければならない。

(申出の却下)

第6条 本所は、仲介の申出が次の各号のいずれかに該当するときは、次条に掲げる紛争解決のあっせん（以下本条において「あっせん」という。）を行わないことができる。

- (1) 本所のあっせん及び仲介、法第260条に定めるあっせん・調停委員会（以下「あっせん・調停委員会」という。）のあっせん及び調停その他の方法により当事者間においてすでに和解が成立した紛争に係るものであるとき。
- (2) 法第260条に定めるあっせん・調停委員会にあっせん及び調停の申出がなされた紛争又はあっせん及び調停中の紛争に係るものであるとき。
- (3) 第11条の規定により仲介が打切られた紛争又はあっせん・調停委員会において申出が却下され、若しくはあっせんが不調若しくは調停が打切りとなった紛争に係るものであるとき。
- (4) 申出に係る取引について決済が終了した日から3年を経過した紛争に係るものであるとき。
- (5) 訴訟中の紛争に係るものであるとき（あっせん中に当事者が訴訟を提起した場合、又は裁判所の調停若しくは弁護士会の仲裁申立をした場合を含む。）。
- (6) その紛争の性質上仲介を行うに適當でない認められるとき、又はあっせんを行うのに適當でない事実が認められたとき。
- (7) 不当な目的で又はみだりに仲介の申出をしたと認められるとき。
- (8) 申出人が正当な理由なくあっせんに係る事情聴取に応じないとき。

(紛争解決のあっせん)

第7条 本所は、第5条第1項の規定による申出があった場合には、本所の職員をして当事者に出頭を求め当該申出に係る事情聴取及び事情調査等を行わせるものとし、その結果に基づき紛争の当事者双方の合意が得られるよう紛争解決のあっせんに努めるものとする。

- 2 前項のあっせんにより紛争が解決した場合には、その結果を委員会に報告しなければならない。

- 3 本所は、第1項のあっせんが不調に終わった場合は遅滞なく、次章に定める仲介手続きを開始しなければならない。

第3章 紛争の仲介

(事情聴取)

第8条 委員会は、期日を定めて当事者の出頭を求め、事情を聴取するものとする。

- 2 当事者が、前項の期日の変更を申請するときは、当該期日の2営業日前までに、これを行わなければならない。
- 3 第1項の規定による出頭を求められた当事者は、自ら出頭しなければならない。ただし、委員会がやむを得ない事由があると認めた場合には、委員会の許可を受けて代理人を出頭させ又は補佐人とともに出頭することができる。
- 4 委員会は、何時でも前項の許可を取り消すことができる。

(利害関係人の参加)

第9条 委員会が相当であると認めるときは、紛争に関し利害関係を有する者を仲介手続きに参加させることができる。

(仲介に必要な調査等に係る措置)

第10条 委員会は、仲介を行うために必要があると認めるときは、次に掲げる措置をとることができる。

- (1) 参考人の出頭を求め、その意見を聴取し、又はその報告書の提出を求めること。
- (2) 鑑定人を委嘱して、必要と認める鑑定を行わせること。
- (3) 当事者に対し仲介を行う上において必要な帳簿若しくは書類その他の資料の提出及び報告を求め、又はこれらについて実地調査を行うこと。
- (4) その他本所の職員をして必要な調査を行わせること。

(仲介の打ち切り)

第11条 委員会は、仲介中の紛争につき次の各号のいずれかに該当する事由を認めるときは、その仲介を打切ることができる。

- (1) 仲介の申出に虚偽が認められたとき。
- (2) 申出人が正当な理由なく第8条に定める出頭に応じないとき。
- (3) 当事者が仲介中の紛争について訴訟を提起し、又は裁判所の調停若しくは弁護士会の仲裁申立をしたとき。
- (4) その紛争の性質上仲介を行うに適當でない認められるとき、又は仲介を行うのに適當でない事実が認められたとき。

- (5) 当事者間に合意が成立する見込みのないとき。
 - (6) 当事者が調停案を承諾しないとき。ただし、この場合において、打切る前に第14条の規定による指示をするのを妨げない。
- 2 委員会が前項の規定により仲介を打切るときは、本所は、当事者双方にその旨を通知するものとする。

(仲介の申出の取下げ)

第12条 申出人が、仲介の申出を取り下げるときは、書面によって行うものとする。

- 2 申出人が、仲介中の紛争につき訴訟の提起又は裁判所の調停若しくは弁護士会の仲裁申立をしようとするときは、申出人は、事前に仲介の申出を取り下げなければならない。

(調停案の提示)

第13条 委員会は、適当と認めるときは、書面による調停案を作成し、これを当事者に提示しその受諾を勧告するものとする。

(調停案受諾についての指示)

第14条 本所は、受託取引参加者と委託者との間の紛争について、前条の規定により作成した調停案を委託者が受諾したにもかかわらず、受託取引参加者が正当な理由なくその受諾を拒否したときは、第16条の規定に基づき当該受託取引参加者に対し調停案の受諾について必要な指示をするものとする。

(和解契約書の作成)

第15条 第7条に掲げる紛争解決のあっせんによる和解が成立したとき、若しくは本所の仲介により当事者間に合意が成立したとき、又は第13条に規定する調停案を当事者が受諾したときは、所定の様式による和解契約書二通を作成し、当事者は各一通を保存する。

2 申出人は、前項の和解契約書の写し一通を本所に提出しなければならない。

(紛争の仲介に係る措置)

第16条 本所は、本所の商品市場における取引に関して、取引参加者に対し、仲介を行う上で必要と認める指示、処分その他の措置をとることができる。

(処 分)

第17条 本所は、受託取引参加者が第14条に規定する指示に従わないとき、又は本所の取引参加者である当事者が第15条第1項に規定する和解契約書に定める条項を遵守しないときは、当該受託取引参加者又は当該取引参加者に対し、業務規程第137条第1項第9号に定めるところにより処分を行う。

(解釈の疑義)

第18条 この紛争処理規程の解釈に疑義があるとき、又はこの紛争処理規程に明文のない事項について臨機の処置を必要とするときは、本所の決定に従うものとする。

附則

- 1 この紛争処理規程は、令和3年4月1日又は本所の組織変更に係る法第132条第1項の認可を受けた日（令和3年3月19日）のいずれか遅い日から施行する。
- 2 前項の規定にかかわらず、やむを得ない事由により同項に規定する日に施行することが適当でないと本所が認める場合は、当該日以後の本所が定める日から施行する。
- 3 施行日前の紛争処理規程は、これを廃止する。
- 4 施行日前の紛争処理規程に基づいてなされた事項は、施行日においてこの紛争処理規程の相当規定に基づいてなされたものとみなす。